

主張 生活保護は生存する権利だ

1995年には88万人だった被生活保護者は、2012年10月には約214万人（156万世帯）と増加の一途をたどり、それとともに生活保護費負担金は増え続け、2012年度には約3兆7千億円となっている。その為生活保護制度の更なる抑制策がもくろまれてきた。

このような時、人気芸人の母親が生活保護を受けていたことに端を発し、生活保護バッシングが吹き荒れた。0・5%に過ぎない不正受給者を大きく取り上げ、つましい生活を送っている99%の生活保護受給者をも攻撃したマスコミ報道が削減の世論作りに貢献した。

そして、その動きを待っていたかのごとく安倍内閣は生活保護の基準額を2013年度から3年間で総額740億円削減することを決めた。さらに医療費の一部負担金の導入、生活保護の受給の期限化、親族への扶養しない理由の説明の義務化など全面後退させようとしている。

1946年に制定された生活保護法は、1950年に憲法25条との関係を明確にし、国民の生存権を保障した内容に全面改正された。つまり「生活に困窮するすべての人に必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度」とされた。

しかし現実の保障は貧弱で、1957年に憲法25条に違反するという「朝日訴訟」が広範な国民的な運動で勝利し、その後の生活扶助など生活保護基準の大幅な引き上げに結びついた。

2001年に発足した小泉首相・竹中財務大臣によって増え続ける生活保護費を抑制するために「聖域なき構造改革」と称し、2002年よりの児童扶養手当の削減、2005年よりの母子加算（月額23260円）の段階的減額（2009年4月全廃、同年12月より民主党政権下で復活）、2006年の70歳以上の老齢加算の全廃、2003年に初めて保護基準の0・9%を、続けて2005年、2007年にも切り下げを行った。

しかし生活保護受給者が増え続けている為、国と自治体の生活保護負担金も増え続けている。生活保護負担金の増加の原因は、2005年に初めて「ジニ係数」が0・5（上位25%の富裕層が日本の総所得の75%を獲得している事）を超えたように世界の1割の富を持つ我が国で深刻な所得格差が生じたことにある。以前の1億総中流社会は既に遺物となっている。さらに、元々低額な国民年金受給者、働いても時間給が低いため給料が低い母子家庭やパート労働者、1200万人を超える年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる「労働している貧困者」が更なる生活保護予備軍として控えている。2014年4月から消費税増税が実施されれば、生活保護受給者はさらに増えるだろう。

政府と財界は、広がる貧困を解決するのではなく、生活保護受給の窓口を狭め、扶助額を減らすことで乗り切ろうとしている。また、所得格差による貧困問題の国民の不安・不満をそらすために、生活保護バッシングが行われ、貧困層に更なる貧困層を一層攻撃するように仕向けている。

生活保護基準は労働者の最低賃金、就学援助を受けられる世帯、住民税の非課税世帯を決める基準になっており、この削減は働いている貧困層や低額な年金受給者の生活をますます圧迫する。

現在の貧困は新自由主義政策などによって社会的に生み出されたもので、個人の責任ではない。また、色々な緩和政策と富める者への減税によって、多くの貧困層の犠牲の上に一部の富裕層のさらなる富裕化が進んでいる。このような社会へ増々突き進むいかなる生活保護の抑制にも我々は反対である。様々な理由で貧困になった人たちをどう考えるか、この国の品格が問われているのです。